

＜参考資料＞

①委託基準関係法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律・同施行令・同施行規則

○法第12条 事業者の処理

- 5 事業者（中間処理業者（発生から最終処分（埋立処分、海洋投入処分（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従って行う処分をいう。）又は再生をいう。以下同じ。）が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分する者をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第7項並びに次条第5項から第7項までにおいて同じ。）は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第7項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。
- 6 事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

○令第6条の2 事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準

法第12条第6項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第6条の4までにおいて同じ。）の運搬にあつては、他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。
- 二 産業廃棄物の処分又は再生にあつては、他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。
- 三 輸入された廃棄物（当該廃棄物を輸入した者が自らその処分又は再生を行うものとして法第15条の4の5第1項の許可を受けて輸入されたものに限る。）の処分又は再生を委託しないこと。ただし、災害その他の特別な事情があることにより当該廃棄物の適正な処分又は再生が困難であることについて、環境省令で定めるところにより、環境大臣の確認を受けたときは、この限りでない。
- 四 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていること。
 - イ 委託する産業廃棄物の種類及び数量
 - ロ 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
 - ハ 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力

- ニ 産業廃棄物の処分又は再生を委託する場合において、当該産業廃棄物が法第15条の4の5第1項の許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨
- ホ 産業廃棄物の処分（最終処分（法第12条第5項に規定する最終処分をいう。以下同じ。）を除く。）を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力
- ヘ その他環境省令で定める事項

○則第8条の4 委託契約書に添付すべき書面

令第6条の2第4号（令第6条の12第4号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の環境省令で定める書面は、次の各号に掲げる委託契約書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 産業廃棄物の運搬に係る委託契約書 第10条の2に規定する許可証の写し、令第7条の6において準用する令第5条の7に規定する認定証の写し、令第7条の8において準用する令第5条の9に規定する認定証の写し、令第7条の10において準用する令第5条の11に規定する認定証の写しその他の受託者が他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面
- 二 産業廃棄物の処分又は再生に係る委託契約書 第10条の6に規定する許可証の写し、令第7条の6において準用する令第5条の7に規定する認定証の写し、令第7条の8において準用する令第5条の9に規定する認定証の写し、令第7条の10において準用する令第5条の11に規定する認定証の写しその他の受託者が他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面

○則第8条の4の2 委託契約に含まれるべき事項

令第6条の2第4号ヘ（令第6条の12第4号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 委託契約の有効期間
- 二 委託者が受託者に支払う料金
- 三 受託者が産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を受けた者である場合には、その事業の範囲
- 四 産業廃棄物の運搬に係る委託契約にあつては、受託者が当該委託契約に係る産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地並びに当該場所において保管できる産業廃棄物の種類及び当該場所に係る積替えのための保管上限
- 五 前号の場合において、当該委託契約に係る産業廃棄物が安定型産業廃棄物であるときは、当該積替え又は保管を行う場所において他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項
- 六 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報

- イ 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
 - ロ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
 - ハ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - ニ 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であつて、日本工業規格C 0950号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項
 - (1) 廃パーソナルコンピュータ
 - (2) 廃ユニット形エアコンディショナー
 - (3) 廃テレビジョン受信機
 - (4) 廃電子レンジ
 - (5) 廃衣類乾燥機
 - (6) 廃電気冷蔵庫
 - (7) 廃電気洗濯機
 - ホ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨
 - ヘ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- 七 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る前号の情報に変更があつた場合の当該情報の伝達方法に関する事項
- 八 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
- 九 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

○則第8条の4の3 委託契約書の保存期間

令6条の2第5号（令第6条の12第4号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の環境省令で定める期間は、5年とする。

○則第8条の4の4 承諾に係る書面の写しの保存期間

令第6条の2第6号（令第6条の6第二号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の環境省令で定める期間は、5年とする。

②建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任について

○法第21条の3（建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外）

土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。）が数次の請負によつて行われる場合に於ては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこの法律（第3条第2項及び第3項、第4条第4項、第6条の第2項及び第3項、第13条の12、第13条の13、第13条の15並びに第15条の7を除く。）の規定の適用については、当該建設工事（他の者から請け負つたものを除く。）の注文者から直接建設工事を請け負つた建設業（建設工事を請け負う営業（その請け負つた建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）をいう。以下同じ。）を営む者（以下「元請業者」という。）を事業者とする。

- 2 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について当該建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者から当該建設工事の全部又は一部を請け負った建設業を営む者（以下「下請負人」という。）が行う保管に関しては、当該下請負人もまた事業者とみなして、第12条第2項、第12条の2第2項及び第19条の3（同条の規定に係る罰則を含む。）の規定を適用する。
- 3 建設工事に伴い生ずる廃棄物（環境省令で定めるものに限る。）について当該建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより下請負人が自らその運搬を行う場合には、第7条第1項、第12条第1項、第12条の2第1項、第14条第1項、第14条の4第1項及び第19条の3（同条の規定に係る罰則を含む。）の規定の適用については、第1項の規定にかかわらず、当該下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物を当該下請負人の廃棄物とみなす。
- 4 建設工事に伴い生ずる廃棄物について下請負人がその運搬又は処分を他人に委託する場合（当該廃棄物が産業廃棄物であり、かつ、当該下請負人が産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者である場合において、元請業者から委託を受けた当該廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときを除く。）には、第6条の2第6項及び第7項、第12条第5項から第7項まで、第12条の2第5項から第7項まで、第12条の3並びに第12条の5の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、第1項の規定にかかわらず、当該下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物を当該下請負人の廃棄物とみなす。

③下請業者が法第21条の3第3項の規定により産業廃棄物の運搬を行う場合、当該廃棄物が環境省令で定める廃棄物であることを証する書面の様式

年 月 日	
産業物の処理及び清掃に関する法律第21条の3第3項の規定により、下記の産業物については、 下請負人 が自ら運搬することとします。	
元請業者 住 所 氏名又は名称 電話番号	印
下請負人 住 所 氏名又は名称 電話番号	印
下請負人 住 所 氏名又は名称 電話番号	印
事業場の所在地	
発 注 者	氏名又は名称 住 所
運搬する産業物の種類及び一回当たりの運搬量	種 類 量
運搬先の施設の所在地	
運搬先の施設の所有権又は使用権原	運搬先の施設の所有権を使用権原を有することを誓約します。 元請業者の氏名又は名称 印
(日本工業規格 A列4番)	

運搬を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日
運 搬 を 行 う 従 業 員 の 氏 名	
運搬車の車両番号	
維持修繕工事の場合	
当該産業物を生ずる維持修繕工事の元請負代金が500万円以下であることを誓約します。 元請業者の氏名又は名称 印	
取壊修繕工事の場合	
引 渡 年 月 日	年 月 日
当該産業物を生ずる取壊修繕工事の請負代金相当額が500万円以下であることを誓約します。 元請業者の氏名又は名称 印	
備考	
1 元請業者及び下請負人の押印は、請負契約の基本契約書において定められた建設工事の責任者（工事事務所長等）又は当該基本契約書の締結者（支店長等）の押印又は署名で足りるものとする。	
2 産業物の一回当たりの運搬量は、当該車が1回以下であることがわかるよう記載するものとし、数量での記載（例：量一担）でもよいものとする。また、フレコンバッグを用いて運搬する場合には、当該フレコンバッグの容量を記載するものとする。	
3 運搬先の施設の所有権又は使用権原を有する旨の誓約は、元請業者が記載し、押印するものとする。この場合の押印も、建設工事の責任者又は基本契約書の締結者の押印又は署名で足りるものとする。	
4 使用する権原を有する施設とは、元請業者が第三者から貸借している場合のほか、下請負人又は中間処理業者から貸借している場合も含まれる。また、元請業者と産業物の処理の委託契約をした産業物処理業者の事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）に、下請負人が当該産業物を運搬する場合も含まれる。	
5 維持修繕工事の請負代金の額又は取壊修繕工事の請負代金相当額が500万円以下である旨の誓約は、元請業者が記載し、押印するものとする。この場合の押印も、建設工事の責任者又は基本契約書の締結者の押印又は署名で足りるものとする。	

④産業廃棄物の収集運搬車に係る表示及び書面

【車両の両側面に表示】

産業処理業者が委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合

1. 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
2. 業者名
3. 許可番号(下6ケタ以上)

排出事業者が自ら運搬する場合

1. 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
2. 排出事業者名

(見本)

産業廃棄物収集運搬車

5cm以上 ○○株式会社

123456号 3cm以上

産業廃棄物収集運搬車

5cm以上 ○○株式会社

3cm以上

・見やすいこと
・鮮明であること
・両側面に表示
・識別しやすい色の文字であること

【運搬時の携行書面】

許可業者の場合	① 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し ② 産業廃棄物管理票(マニフェスト)
自社運搬の場合	以下の事項を記載した書面 ① 氏名又は名称及び住所 ② 運搬する産業廃棄物の種類及び数量 ③ 産業廃棄物の積載日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先 ④ 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先

<表示・備付書面イメージ>



【出典】環境省・建設マニフェスト販売センター